平成２７年（フ）第１２３号
群馬県伊勢崎市東小保方町2974－２　ベルサージュ21－305号、住民票上の住所群馬県伊勢崎市田部井町１丁目982番地10
債務者　吉沢　好章
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７３号
埼玉県幸手市栄４番22―505号
債務者　荻野のぶ子
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
埼玉県新座市野火止５丁目２番15―403号
債務者　吉野　克友
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－19―404
債務者　武永　真樹
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
さいたま市見沼区大字東宮下708番地18
債務者　高橋　美江
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
埼玉県日高市大字新堀新田３番地７
債務者　松尾　玲子
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６８号
埼玉県狭山市根岸２丁目11番６号　ルミエール203
債務者　加藤　　治
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９２号
静岡県富士市国久保１丁目４番35号ピュアコーポＡ－401号、前住所静岡県富士市今泉3621番地の４
債務者　色川　隆司
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９３号
静岡県富士市国久保１丁目４番35号ピュアコーポＡ－401号、前住所静岡県富士市今泉3621番地の４
債務者　色川みのり
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９９号
静岡県富士市今泉3794番地の１　ステートピアＳＵＧＩＹＡＭＡ２－Ａ号
債務者　齋藤　幸一
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６号
香川県高松市林町905番地８
債務者　岡本　清子（旧姓三好）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
香川県高松市桜町１丁目１番21―202号　桜町ＶＩＰマンション
債務者　川田　直子（旧姓笠井）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
長崎県五島市東浜町１丁目16番15号、住民票上の前住所長崎市宝栄町23番25号第一宝栄荘3011
債務者　田中　博史
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２０４３号
大阪市北区浪花町11番19号　ハイツ・エフ101号室
債務者　髙上　正美
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９号
東京都武蔵村山市残堀１丁目20番地の６
債務者　田中　弘子
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５４号
東京都町田市中町４丁目４番４号サンビレッジ樹Ａ－213
債務者　西村　正人
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部